

〔原 著〕

介護福祉施設利用者の心肺停止急変事例に対する 対処に関する実態調査 —青森県内で働く介護福祉士を対象として—

中村 聡¹⁾、戸来 睦雄¹⁾、北林 司²⁾

要 旨

【目的】 青森県内の施設で働く介護福祉士が、これまでにどれくらい急変心肺停止状態に陥った利用者
に遭遇したか、その場合どのような対応または手当てをしたのかを明らかにし、今後の介護福祉士教
育のための基礎資料を得る。

【方法】 青森県内260施設(特養99施設、老健58施設、グループホーム103施設)に勤務する介護福祉士
を対象に郵送質問紙法による調査を実施した。

【結果】 156施設(特養56施設、老健33施設、グループホーム46施設、不明21施設)に勤務する1,624名
の介護福祉士より有効回答が得られた。そのうち、945名(58%)が「これまでに急変心肺停止の利用者
に対応したことがある」ことがわかった。さらに、これらの利用者に対して行った対応及び手当ての内
容は、「心臓マッサージを実施した」528名(61%)、「救急車を要請した」342名(40%)、「AEDを実施」
が123名(14%)であった。

【考察】 調査の結果から、多くの介護福祉士が急変心肺停止状態に陥った利用者に関わっていることが
わかった。さらに、普段の業務の中で利用者の「急変心肺停止」を意識している介護福祉士が1,213名
(75.7%)おり、自由記述欄では「心肺蘇生法及びAEDの使用方法を習得したい」という希望が多いこと
がわかった。

キーワード：介護福祉士、急変心肺停止、心肺蘇生法、AED

I. はじめに

高齢期の利用者が入所する福祉施設では、急変心肺停
止状態に陥る利用者がいつ発生しても不思議ではない。
病院等では、医師や看護師によって速やかな処置を受け
られるかもしれないが、「蘇生処置拒否」の意思表示を
本人又は家族から得ていない場合、福祉施設では介護福
祉士が応急手当を施しつつ救急システムに通報すること
になる¹⁻³⁾。このとき、救急隊もしくは医師が到着する
までの間に行われる応急手当が有効でなければ蘇生率は
低くなると推測される⁴⁾。

市民が行う救急活動を「応急手当」という。平成14
年から一般市民にも一次救命処置(胸骨圧迫・気道確保・

人工呼吸)の実施のみならず、AED(自動体外除細動器)
の取り扱いが認められ、一般市民を対象とした応急手当
講習会も各地域で盛んに開催されている。しかしなが
ら、福祉施設の利用者の安全を守る介護福祉士において
は養成施設のカリキュラムに一次救命処置が必修科目と
して組み込まれていないのが実情であり、十分な教育を
受けないまま就業している可能性がある。利用者の急変
時対応について、介護職員(介護福祉士・ヘルパー等)
を対象として、一次救命処置講習を自主的に実施してい
る施設もあるが、「急変時は医師、看護師に連絡する」「救
急車を呼ぶ」という申し合わせだけの施設もある。

今後、高齢者人口はますます増加し、心疾患・脳血管
疾患及び誤嚥による窒息などにより急変心肺停止状態に

1) 弘前医療福祉大学短期大学部 生活福祉学科 介護福祉専攻(〒036-8102 青森県弘前市小比内3-18-1)

2) 弘前医療福祉大学短期大学部 救急救命学科(〒036-8104 青森県弘前市扇町2丁目5番地)

陥る利用が増えると考えられる。

したがって、介護福祉士は急変心肺停止に陥った利用者を救命するための知識と技術を備えていることが望ましい。

医学中央雑誌web版を用いて、過去5年にさかのぼり「介護」「救命」「救急」で検索した結果、「介護施設からの救急搬送に関するもの」⁵⁻⁷⁾、「救急医療と介護福祉士の連携に関するもの」⁸⁻¹⁰⁾などが散見された。三浦らは、「介護福祉施設に勤務する看護職への応急処置・救命処置研修のあり方を論じた」¹¹⁾。しかし介護福祉施設に勤務する介護福祉士を対象とした救命処置に関する実態調査は見当たらない。

そこで本研究では、青森県内の施設で働く介護福祉士を対象として、急変心肺停止事例への遭遇及び行った救命処置等の実態を調査して考察した。

II. 研究の目的

本研究の目的は、青森県内の福祉施設で働く介護福祉士が、これまでにどれくらい急変心肺停止状態の利用者に遭遇したか、その場合どのような対応又は手当てをしたかを明らかにし、今後の介護福祉士教育のための基礎資料を得ることである。

III. 用語の定義

急変心肺停止：入所中の利用者の状態が予期せず急変し、心臓機能及び呼吸機能が停止となった状態をいう。

IV. 研究方法

1. データ収集方法

1) 対象者

青森県内のすべての特別養護老人ホーム(以下、特養)99施設、介護老人保健施設(以下、老健)58施設および307の認知症高齢者グループホーム(以下、グループホーム)のうち2ユニットを有する103施設を無作為に抽出し、合計260施設に勤務する介護福祉士(推定3,700名)を対象とした。

2) 調査方法

上記対象者の勤務する260施設に、「施設長あて研究説明書及び協力依頼文」「介護福祉士あて研究説明書および質問紙」「記入済み質問紙を入れる封筒」「返信用封筒(A4)」を郵送し、無記名で個別に記入し封筒に入れられた質問紙を施設ごとに返信用封筒で返送してもらう方法をとった。介護福祉士あて質問紙は、1施設につき20部とした。調査に用いた質問紙は、本研究者らが作

成した12項目の質問紙を用いた。

3) 調査内容

本研究者らが作成した、「介護福祉士が関わる救命処置の実態調査」の質問項目は以下の通りである。

- (1) 性別及び年齢について
- (2) 介護福祉士の資格取得方法について
- (3) 介護職としての通算経験年数について
- (4) 介護福祉士としての通算経験年数について
- (5) 勤務している施設では、利用者または家族等に生命の危機に陥った場合の対応について希望を聴取しているか
- (6) 介護現場において、心肺停止状態に陥った利用者の方へかかわった経験と、その回数について
- (7) 心肺停止状態に陥った利用者の方に対して、何らかの対応または処置を実施したか(問(6)であると回答した人に対して)
- (8) 具体的にどのような対応または処置を実施したか(問(7)で実施したと回答した人に対して、複数回答可)
- (9) 普段の介護業務の中で救命処置について意識をしているか
- (10) 介護の現場において救急処置の知識・技術の必要性を感じるか
- (11) 職場で、救命処置の研修を実施しているか
- (12) 身につけたいと思う救命処置の知識・技術はどのようなことか。また救命処置に関する考えを記入(自由記述)
- (13) 救急処置に関する何らかの資格を持っているか(自由記述)

4) 調査期間

平成24年7月～平成24年11月

2. データ分析方法

得られたデータは、質問項目ごとに単純集計した。また、自由記述項目に関しては、文脈の意味ごとに分類集計した。

3. 倫理的配慮

弘前医療福祉大学の研究倫理審査委員会の承認を得た。本研究の目的、方法、個人情報保護、対象者の自由意志に基づく研究協力、研究成果の公表は全体の結果を用いること等を記述した「研究説明書」を作成し、質問紙とともに郵送した。本研究への同意は、質問紙の返送をもって同意が得られたと判断した。

V. 結果

1. 調査票配布施設数及び回収数

質問紙配布施設数は260施設（特養99施設、老健58施設、グループホーム103施設）であった。このうち回収施設数は156施設（特養56施設、老健33施設、グループホーム46施設、不明21施設）で回収率は60.0%であった。有効回収率51.9%（今回の集計では、所属先不明のものについては集計から除外した）1,624人であった。

1) 対象者の背景

(1) 性別と年齢について

性別は、女性が1,218人（75.0%）、男性が397人（24.4%）であった。年齢構成を見ると、30代が531人（32.7%）、20代が453人（27.9%）、40代が360人（22.2%）であった。（表1）

表1 性別・年齢について

		人 (%)	
	項目	人数	
性別	女性	1,218	(75.0)
	男性	397	(24.4)
	不明	9	(0.6)
	合計	1,624	(100.0)
年齢	20～29歳	453	(27.9)
	30～39歳	531	(32.7)
	40～49歳	360	(22.2)
	50～59歳	224	(13.8)
	60歳～	45	(2.8)
	不明	11	(0.7)
	合計	1,624	(100.0)

(2) 対象者の介護福祉士資格取得方法について

「実務経験3年の後介護福祉士国家試験に合格」が919人（56.6%）であった。次いで「養成施設（2年課程・専門学校）卒業」が366人（22.5%）。「養成施設（2年課程・短期大学）卒業」が142人（8.7%）。「保育士養成施設卒業後、養成施設（1年課程）卒業」が87人（5.4%）。「高校福祉科卒業またはNHK学園通信教育を終了後、介護福祉士国家試験合格」が79人（4.9%）。「福祉系大学・社会福祉士養成施設卒業後、養成施設（1年課程）卒業」14人（0.9%）その他9名（0.5%）、不明8名（0.5%）となっている。

(3) 介護職としての通算経験年数について

「5年以上10年未満」が672人（41.4%）を占めていた。次いで「10年以上15年未満」が387人（23.8%）であった。「15年以上」が247人（15.2%）、「3年以上5年未満」が147人（9.1%）、「3年未満」が102人（6.2%）であった。（表2）

表2 介護職としての経験年数及び介護福祉士としての経験年数 人 (%)

		人 数	
	項目	人数	
介護職としての経験年数	3年未満	102	(6.3)
	3年以上 5年未満	147	(9.1)
	5年以上 10年未満	672	(41.4)
	10年以上 15年未満	387	(23.8)
	15年以上	247	(15.2)
	不明	69	(4.2)
合計		1,624	(100.0)
介護福祉士としての経験年数	3年未満	420	(25.9)
	3年以上 5年未満	262	(16.1)
	5年以上 10年未満	507	(31.2)
	10年以上 15年未満	258	(15.9)
	15年以上	119	(7.3)
	不明	58	(3.6)
合計		1,624	(100.0)

(4) 介護福祉士としての通算経験年数について

「5年以上10年未満」が507人（31.2%）。次いで「3年未満」が420人（25.9%）と続き、「3年以上5年未満」が262人（16.1%）。「10年以上15年未満」258人（15.9%）。「15年以上」が119人（7.3%）であった。（表2）

(5) 勤務している施設では、利用者または家族等に生命の危機に陥った場合の対応について希望を聴取しているか

「聴取している」が1,199人（73.8%）。「聴取していない」は117人（7.2%）。「わからない」254人（15.6%）であった。（表3）

表3 生命の危機に陥った時の対応の希望を聞いているか 人 (%)

		人 数	
	項目	人数	
生命の危機に陥った時の対応の希望を聞いているか	聞いている	1,199	(73.8)
	聞いていない	117	(7.2)
	わからない	254	(15.6)
	不明	54	(3.3)
合計		1,624	(100.0)

(6) 勤務中に急変心肺停止状態に陥った利用者の方へかかわった経験があるか。またその回数について

「経験がある」が945人（58.2%）。関わった回数については「1～5回」726人（76.8%）、「6～10回」144人（15.2%）、「11回以上」65人（6.9%）であった。一方で「経験したことがない」673人（41.4%）あった。（表4）

表4 急変心肺停止の方へかかわった経験とその回数

		人 (%)	
	項目	人数	
かかわった経験	ある	945	(58.2)
	1~5回	726	(76.8)
	6~10回	144	(15.2)
	11回以上	65	(6.9)
	不明	10	(1.1)
	ない	673	(41.4)
	不明	6	(0.4)
合計	1,624	(100.0)	

(7) 急変心肺停止状態に陥った利用者の方に対して、何らかの対応または処置を実施したか (問6で「ある」と回答した人への質問)

問6で「経験がある」と回答した人へ、急変心肺停止状態に陥った利用者の方に対して、何らかの対応または処置を実施したか質問したところ、「実施した」が866人(91.6%)であった。「実施しなかった」は74人(7.8%)であった。(表5)

表5 急変心肺停止へ陥った利用者への対応とその内容

		人 (%)	
	項目	人数	
急変心肺停止へ陥った利用者への対応とその内容	何らかの対応をした	866	(91.6)
	他の職員を呼んだ	862	(99.5)
	介護職	478	(55.5)
	看護師	752	(87.2)
	医師	65	(7.5)
	その他	15	(1.7)
	病院に搬送した	102	(11.8)
	救急車を要請した	342	(39.5)
	人工呼吸を実施	150	(17.3)
	心臓マッサージを実施	528	(61.0)
	AEDを実施	123	(14.2)
	その他	80	(9.2)
	何らかの対応をしなかった	74	(7.8)
	不明	5	(0.5)
	合計	945	(100.0)

(複数回答)

(8) 急変心肺停止状態に陥った利用者の方に対して、具体的にどのような対応または処置を実施したか (問7で「実施した」と回答した人への質問)

「他の職員を呼んだ」が862人(99.5%)。具体的に誰を呼んだかという質問には、「看護師」が752人(87.2%)、「介護職」478人(55.5%)、「医師」が65人(7.5%)、その他15人(1.7%)であった。具体的な対応または処置の内容は、「心臓マッサージを実施した」528人

(61.0%)。次いで「救急車を要請した」342人(39.5%)、「人工呼吸を実施した」150人(17.3%)、「AEDを実施した」123人(14.2%)、「病院へ搬送した」102人(11.8%)、「その他」80人(9.2%)であった。(表5)

(9) 普段の介護業務の中で、救命処置について意識しているか

「ある程度意識をしている」が786人(48.4%)、「常に意識をしている」が427人(26.3%)、「どちらかといえば意識している」が277人(17.1%)、「あまり意識していない」105人(6.5%)、「全く意識していない」7人(0.4%)であった。(表6)

表6 普段の介護業務の中で、救命処置について意識しているか

		人 (%)	
	項目	人数	
介護業務の中で救急処置について意識しているか	常に意識をしている	427	(26.3)
	ある程度意識をしている	786	(48.4)
	どちらかといえば意識している	277	(17.1)
	あまり意識していない	105	(6.5)
	全く意識していない	7	(0.4)
	不明	22	(1.4)
合計	1,624	(100.0)	

(10) 介護の現場において、救命処置の知識・技術の必要性を感じるか

「おおいに感じる」が1,054人(65.0%)、「ある程度感じる」が459人(28.3%)、「どちらかといえば感じる」が81人(5.0%)、「あまり感じない」14人(0.9%)であった。(表7)

表7 介護現場において救急処置の知識・技術の必要性を感じるか

		人 (%)	
	項目	人数	
介護現場において救急処置の知識・技術の必要性を感じるか	おおいに感じる	1,054	(65.0)
	ある程度感じる	459	(28.3)
	どちらかといえば感じる	81	(5.0)
	あまり感じない	14	(0.9)
	感じない	0	0.0
	不明	16	(1.0)
	合計	1,624	(100.0)

(11) 職場で救命処置の研修は実施しているか

「実施している」が1,209人(74.4%)、「実施していない」が396人(24.4%)であった。「実施している」

のうち、年間の実施回数は「1～5回」が889人(73.5%)。「6～10回」が0人(0%)。「11回以上」320人(36.0%)であった。(表8)

表8 職場で救急処置の研修を実施しているか

		人 (%)	
	項目	人数	
職場で救急処置の研修を実施しているか	している	1,209	(74.4)
	1～5回	889	(73.5)
	6～10回	0	0.0
	11回以上	320	(26.5)
	していない	396	(24.4)
	不明	19	(1.2)
	合計	1,624	(100.0)

(12) 身につけたいと思う救命処置の知識・技術はどのようなことか

自由記述で記入してもらったところ、以下のようなことがあげられた。

【心肺蘇生法を身につけたい】298人、【止血法】28人、【心肺蘇生法、心臓マッサージ、AEDの使用方法】628人、【誤嚥、窒息、異物除去、気道確保、吸引器の使用方法】67人、【転倒、骨折への対応】13人、【脳疾患に関する知識】11人【急変に気づける知識】41人などがあつた。

その他の自由記述には、【研修会、講習会を定期的に開催し、回数を増やしてほしい】734人、【誤嚥や窒息、吸引への対応方法】84人、【研修や講習を受講したが、実際に事故や怪我が起こったとき実践できるか、冷静に対処できるか自信がない】47人、【骨折や止血法を学びたい】41人、【介護職がある程度の医療行為ができる環境作りが必要】16人、【医療機関と連携した職場なので安心】16人、【一応応急処置の知識はあるが、不安】15人、【本人、家族への救命の意思確認の必要性】7人【通院の可否の見分け方】3人などがあつた。

(13) 救命処置に関する何らかの資格を持っているか。ある場合は記入してください。

【普通救命講習】218人、【ハートセイバーAED】4人、【応急手当普及員】4人、【赤十字救急法】3人であつた。

VI. 考 察

1. 介護福祉士が遭遇する急変心肺停止事例について

調査の結果から、青森県内の福祉施設で勤務する介護福祉士のうち約6割が利用者の急変心肺停止事例に遭遇していた。急変心肺停止状態に陥った利用者に関わった回数については「1～5回」が77.6%と最も多く、次い

で「6～10回」が15.4%と続いていた。

施設の種別ごとに見てみると、老健では「経験がある」と答えた人の割合が63.0%と最も高く、特養も62.7%とほぼ同じ割合になっていた。回数についても「1～5回」と回答した人の割合が最も高く、特養では76.9%、老健も73.5%とほぼ同じ割合になっていた。一方グループホームで「経験がある」と回答した人が38.4%と特養や老健と比較して低い割合であつた。これは、特養及び老健施設は要介護度の高い利用者が入所していることが影響していると推察される。

2. 急変心肺停止事例に遭遇した介護福祉士の対応について

利用者の急変心肺停止事例に遭遇した介護福祉士の91.6%が、何らかの対応処置を実施していた。具体的な内容は、「他の職員を呼んだ」が99.5%であり、誰を呼んだかという質問には、「看護師」が87.2%と最も多く、次いで「介護職」が55.5%であつた。また、「心臓マッサージを実施した」が61.0%で、「救急車を要請した」が39.5%、「AEDを実施」が14.2%と続いていた。結果からみると、急変心肺停止状態に陥った利用者に対して、医療職ではない介護職も何らかの対応・対処をしていることが伺える。これらの対応処置は急変心肺停止利用者への措置として妥当なものと思われる。さらにいえば、より効果的な対応処置として「他の職員を呼ぶ」のほかに、「効果的な胸骨圧迫心臓マッサージ」「適切な気道確保」「器具を用いた人工呼吸」「早期のAED使用」が迅速に行えると救命率が向上すると思われる。

3. 利用者の急変心肺停止に遭遇した場合の備え

介護福祉士の74.7%が利用者への救命処置を意識しながら勤務していることがわかつた。特にグループホームで勤務する介護福祉士は、「常に意識している」と「ある程度意識している」を合わせると80%を超え、特養・老健と比較して救命処置を意識している人が多いことが伺える。これはグループホームでは夜勤が1人体制のところが多いことが要因と考えられる。介護の現場における、救命処置の知識・技術の必要性については、93.3%が必要性を認識していることがわかつた。施設での救命処置の研修については、74.4%が実施していた。また、研修の必要性を認識している人が90%以上であることは、介護福祉士として救命に関する知識・技術を修得し、急変心肺停止事例へ備えたいとの思いがあるものと推測される。

4. 介護福祉士が習得を希望する救命処置と施設内研修

身につけたいと思う救命処置の知識・技術は、【心肺

蘇生法】【AEDの使用方法】【気道確保】【気道異物除去】【吸引器の使用方法】【転倒、骨折への対応】などが多かった。これらのうち、吸引器の使用以外は一般市民でも実施可能なものである。福祉施設で勤務する介護福祉士にあっては、一般市民よりも高い頻度で急変心肺停止事例に遭遇する可能性が高いため、このような希望は当然といえよう。各福祉施設でも、定期的に急変心肺停止時を想定した救命処置講習やマニュアルを作成していることが分かった。

介護福祉士が取得した資格は【普通救命講習】が最も多く、他に【応急手当普及員】【ハートセイバーAED】【赤十字救急法】など、各種救命処置に関する資格を取得して急変心肺停止に備えていることがわかった。しかしながら、介護福祉士養成指定規則には、救命処置に関する科目は配置されていないため、介護福祉士個人または勤務する施設の自己努力によって急変心肺停止に備えている実態である¹²⁾。今後は介護福祉士基礎教育課程においても一次救命処置を指導する必要がある。

5. 就業後の継続教育の必要性

自由記述から【研修や講習を受講したが、実際冷静に対処できるか自信がない】【何回講習を受けても不安がある】【応急処置の知識はあるが、実際に事故が起きたとき実践できるか不安】【研修会、講習会の機会を増やしてほしい】【講習会の定期的な開催が必要】などがあつた。利用者の急変心肺停止に遭遇したときは、冷静に行動することがきわめて重要である。冷静に行動するためには、日ごろの研修・訓練がものをいう。【研修や講習を受講したが、実際冷静に対処できるか自信がない】という記述は的を射たものである。急変心肺停止に陥った利用者の救命率を向上させるには、就業後の定期的な講習会の開催や対応手順の継続指導が必要である。

VII. 結論

1. 青森県内の福祉施設で勤務する介護福祉士の58.4%が利用者の急変心肺停止事例に遭遇していたことがわかった。
2. 心肺停止事例に遭遇した介護福祉士のほぼ全員が、「他の職員を呼ぶ」行動をとり、全員ではないが「心臓マッサージ」「救急車要請」「AED実施」などの適切な行動をとっていた。
3. 多くの介護福祉士が、利用者の急変心肺停止を念頭に勤務し、「心肺蘇生法及びAEDの使用方法」に関する講習を定期的に受けたいと希望していることがわかった。
4. 福祉施設では急変心肺停止状態に陥る利用者の発生

に備え、介護福祉士基礎教育課程においても一次救命処置を指導する必要がある。

5. 介護福祉士として就業後も定期的に利用者の急変心肺停止に備えて、対応手順を継続指導する必要がある。

VIII. 今後の課題

今回の調査では、青森県内にある特養施設、老健施設は全数を対象としたが、グループホームについては307施設のうち103施設の無作為抽出であった。また、青森県内の施設に勤務する介護福祉士の回答であることから、対象範囲として限界がある。今後は、対象範囲を拡大してより精度の高い調査を実施することが課題である。

本研究は、平成24年度弘前医療福祉大学学長指定研究として助成を受け実施された。

謝 辞

本研究を行うにあたり、ご協力いただきました施設長様はじめ施設関係者の皆様、回答していただいた介護福祉士の皆様に心より感謝申し上げます。

(受理日 平成26年10月31日)

文 献

- 1) 小山剛：高齢者総合ケアセンターこぶし園における救急・急変時のマニュアルと実際、おはよう21, 第7巻第6号, p22-23, 1997.
- 2) 村井純：私たちの施設の救急・急変マニュアル, おはよう21, 第7巻第6号, p24-25, 1997.
- 3) 今津達廣：24時間緊急通報システムの導入で1人暮らしのお年寄りに安心を, おはよう21, 第7巻第6号, p26-27, 1997.
- 4) American Heart Association：BLSヘルスケアプロバイダーマニュアル, シナジー, p30, 2005.
- 5) 山本俊郎, 鈴木範行, 伊藤尚平ら：横浜市における老人介護施設の増加が及ぼすCPA搬送への影響とその臨床的特長, 日本臨床医学会雑誌, 第11巻4号, p385-391, 2008.
- 6) 唐澤幸彦, 村岡伸介, 長崎正明ら：地域中核病院における高齢者施設からの救急搬送事例の現状と課題, 全国自治体病院協議会雑誌, 第52巻4号, p523-526, 2013.

- 7) 岡田慶一：介護老人保健施設における認知症高齢者の救急搬送について, The Kitakanto Medical Journal, 第60巻3号, p219-221, 2010.
- 8) 斉藤正樹, 高橋明, 米増保之ら：もうひとつの中空知の救急医療 介護と福祉の救急医療が劇的に功を奏した2例, 砂川市立病院医学雑誌, 第22巻1号, p38-40, 2005.
- 9) 中川文子：介護老人保健施設ユーアイにおける医療度の現状, 愛仁会医学研究誌, 第40巻, p394-395, 2009.
- 10) 中尾博之, 早原賢治, 吉田剛ら：救急医療と介護福祉の連携構築のために 神戸市における介護施設からのCPA症例搬送の検討, 日本臨床医学会雑誌, 第11巻5号, p428-433, 2008.
- 11) 三浦博美, 平尾明美, 館山光子ら：介護老人保健施設に勤務する看護職への応急処置・救命処置研修のあり方に関する研究, 日本救急看護学会雑誌, 第7巻2号, p38-47, 2006.
- 12) 厚生労働省：社会福祉士及び介護福祉士法, 社会福祉士介護福祉士要請指定規則, 最終改正平成26年6月25日, 厚生労働省令第71号.

Studies on the care workers who have encountered and taken care of the patients with the sudden cardiopulmonary arrests during their stays in care facilities in Aomori Prefecture Japan.

Akira Nakamura¹⁾ Mutsuo Herai¹⁾ Tsukasa Kitabayashi²⁾

1) Hirosaki University of Health and Welfare Junior College

2) Department of Emergency Medical Technology Hirosaki University of Health and Welfare Junior College

Abstract

In the care facilities, how often the care-workers have encountered the patients with the sudden cardiopulmonary arrests during their stays in the facilities and how they have cared and managed to help patients until arrivals of the medical professionals were investigated by use of the mail questionnaires.

The surveys have been carried out at 260 facilities in Aomori Prefecture Japan, among which 99 were at the Special Nursing Homes, 58 at the Long-term Health Facilities and 103 Group Homes. The effective questionnaires were obtained from 1,624 care-workers in 156 (60%) facilities for the studies. Among the facilities were 56 from the Special Nursing Homes, 33 from the Long-term Care Health Facilities, 46 Group Homes and 21 from the Unknown. The 945 (58%) out of 1,624 care workers did experience having taken care of the sudden cardiopulmonary arrest patients in their facilities and followed by the urgent treatments for which 528 (61%) patients were with the “cardiac massages”, 342 (40%) with the “ambulatory requests”, and 123 (14%) with the “AEDs”

From the surveys done, an unexpectedly large number of care-workers have experienced and involved in taking care of patients who have had the sudden cardiopulmonary arrests in their facilities. Among those care-worker, 75% of them were always watching on the health conditions of the users in their facilities and also eager to learn how to resuscitate the patients with sudden cardiopulmonary arrests as well as how to apply the AEDs in cases of emergency.

Key words: Care-Workers, Sudden Cardiopulmonary Arrest, Cardiopulmonary Resuscitation, AED